

平成二十五年二月五日提出
質問第一六号

矯正施設における医療体制等に関する質問主意書

提出者
石川知裕

矯正施設における医療体制等に関する質問主意書

本年二月五日付北海道新聞三十五面に、「網走刑務所 相次ぐ病死 一カ月で三人『異常』三年前から常勤医不在」との見出しの記事（以下、「記事」とする。）がある。右を踏まえ、質問する。

一 記事を政府、特に法務省は承知し、その内容を把握しているか。

二 記事の内容にあるように、網走刑務所において一カ月で三名もの病死者が出た事態につき、政府、特に法務省はどのような見解を有しているか。記事によると、同刑務所には三年前より常勤医が不在の状態が続いていたとのことであるが、一カ月で三名もの病死者が出たこととの関連性はあるか。

三 記事の中には、相次ぐ受刑者の病死について、「関連はなく管理体制に問題はない」との網走刑務所のコメントが掲載されているが、右に対する政府、特に法務省の見解如何。同刑務所の右の認識は妥当か。

四 記事によると、網走刑務所の受刑者数は約一二〇〇人で、その中で常勤医の定員は一名とのことであるが、右は適切か。常勤医がいたとしても、わずか一名で一二〇〇人の受刑者の医療を行うことはそもそも困難であると考えるが、政府、特に法務省の見解如何。

五 網走刑務所を除く全国各地の矯正施設の中で、常勤医が不在である施設は何か所あるか。また、その施

設において、常勤医が不在である事態は何年続いており、そもそも受刑者何人に対して常勤医が何人の体制であるのか、また、それらの施設において常勤医が不在になってから病死者が出ているのか否か、出ているのなら何名か、それぞれ詳細を明らかにされたい。

六 人権の定義如何。

七 矯正施設に収容されている者であっても、その人権は尊重されるべきか。

八 命の定義如何。

九 矯正施設に収容されている者であっても、その命は尊重されるべきか。

十 記事で指摘された網走刑務所の現状を受け、政府、特に法務省として、五で問うた常勤医が不在の矯正施設に対し、何らかの改善策を講ずる考えはあるか。

十一 網走刑務所や五で問うた常勤医が不在の矯正施設を除く、医師が常勤している他の矯正施設に関して、受刑者に適切な医療を提供する上で医師数と受刑者数の割合が適切であるか否か等を検証していく考えはあるか。

右質問する。